

新

(P.3)

内子町歴史的風致維持向上計画策定委員会（～ H30.8.31）

内子町歴史的風致維持向上計画推進協議会（H30.9.1 ～）名簿

	所属	役職等	備考
学識経験者	國學院大學	教授 西村 幸夫	◎会長
	岡山理科大学	教授 江面 嗣人	
	國學院大學	教授 米田 誠司	
関係団体	内子町文化財保護審議会	会長	○副会長
	内子町郷土研究会	会長	
	内子町景観まちづくり評価員会	会長	
	内子町観光協会	会長	
	内子町商工会	会長	
	内子町商工会女性部	部長	
	八日市護国地区町並保存会	幹事	
	内子まちづくり商店街協同組合	理事	
	内子町自治会連絡会	会長	
関係機関	愛媛県大洲土木事務所	所長	
	愛媛県教育委員会文化財保護課	主幹	
	四国地方整備局建政部	都市調整官	※オブザーバー

□内子町

副町長
教育委員会教育長
教育委員会自治・学習課長
建設デザイン課長
町並・地域振興課長
総務課政策調整班長

□事務局

町並・地域振興課

令和 5 年 3 月 20 日現在

旧

(P.3)

内子町歴史的風致維持向上計画策定委員会（～ H30.8.31）

内子町歴史的風致維持向上計画推進協議会（H30.9.1 ～）名簿

	所属	役職等	備考
学識経験者	國學院大學	教授 西村 幸夫	◎会長
	岡山理科大学	教授 江面 嗣人	
	國學院大學	教授 米田 誠司	
関係団体	内子町文化財保護審議会	会長	○副会長
	内子町郷土研究会	会長	
	内子町景観まちづくり評価員会	会長	
	内子町観光協会	会長	
	内子町商工会	会長	
	内子町商工会女性部	部長	
	八日市護国地区町並保存会	幹事	
	内子まちづくり商店街協同組合	理事	
	内子自治センター管内自治会連絡会	会長	
	五十崎自治センター管内自治会連絡会	会長	
	小田自治センター管内自治会連絡会	会長	
関係機関	愛媛県大洲土木事務所	所長	
	愛媛県教育委員会文化財保護課	主幹	
	四国地方整備局建政部	都市調整官	※オブザーバー

□内子町

副町長
教育委員会教育長
教育委員会自治・学習課長
建設デザイン課長
町並・地域振興課長
総務課政策調整班長

□事務局

町並・地域振興課

令和 4 年 3 月 24 日現在

■新旧対照表

新

(P.32)

4. 文化財の分布状況

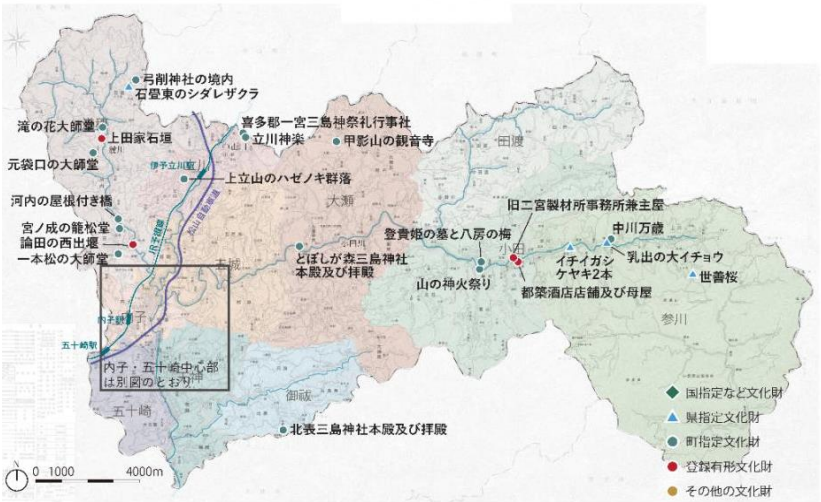
(1) 指定等文化財の分布状況

内子町には、令和5年(2023)3月20日現在で、合計117件の文化財がある。その内訳は、国指定文化財が5件、国選定地区が1件、国登録有形文化財が10件、県指定文化財が7件、町指定文化財が94件となっている。

文化財の種別指定等の状況

	有形文化財								無形文化財	民俗文化財			記念物		計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書	考古資料	歴史資料		有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	遺跡	名勝地	動物・植物・地質鉱物	
国指定	4									1					5
国選定	1														1
県指定			1								1			5	7
町指定	3	3	9	2		2	1	9	1	12	6	8	1	37	94
国登録	10														10
計	18	3	10	2	0	2	1	9	1	13	7	8	1	42	117

文化財の分布状況図（広域）



旧

(P.32)

4. 文化財の分布状況

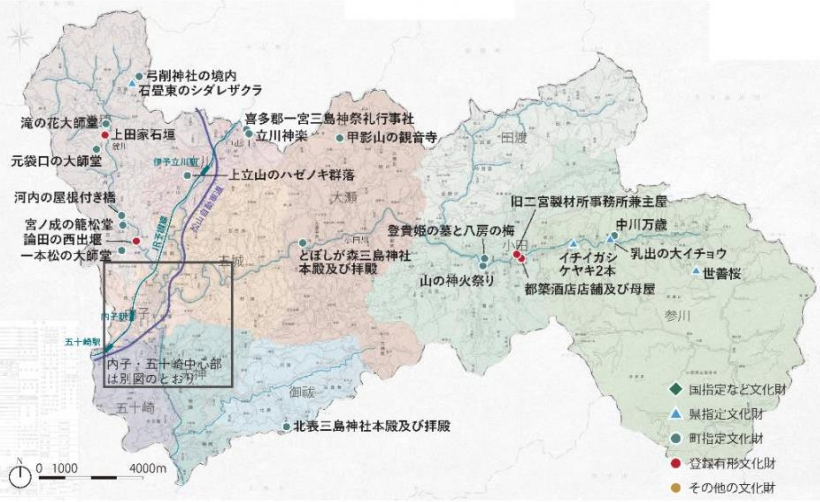
(1) 指定等文化財の分布状況

内子町には、令和4年(2022)3月24日現在で、合計119件の文化財がある。その内訳は、国指定文化財が5件、国選定地区が1件、国登録有形文化財が10件、県指定文化財が7件、町指定文化財が96件となっている。

文化財の種別指定等の状況

	有形文化財								無形文化財	民俗文化財			記念物		計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書	考古資料	歴史資料		有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	遺跡	名勝地	動物・植物・地質鉱物	
国指定	4									1					5
国選定	1														1
県指定			1								1			5	7
町指定	3	3	9	2		2	1	9	1	12	6	8	1	39	96
国登録	10														10
計	18	3	10	2	0	2	1	9	1	13	7	8	1	44	119

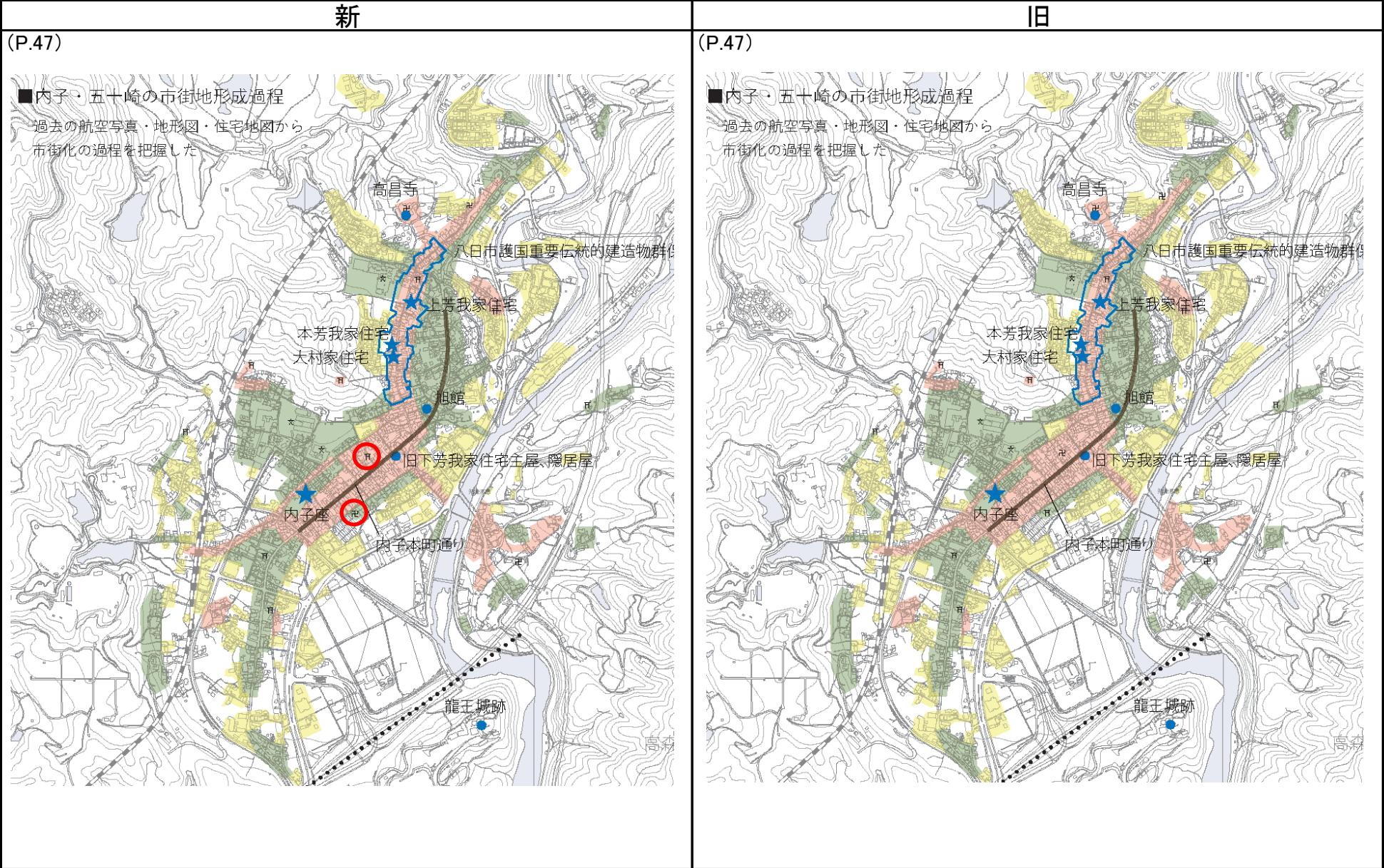
文化財の分布状況図（広域）



■新旧対照表

新	旧
(P.36) (4) 内子町指定文化財 町指定の文化財は 94 件あり、種別では、有形文化財は建造物 3 件、美術工芸品 24 件（絵画 3 件、彫刻 9 件、工芸品 2 件、古文書 2 件、考古資料 1 件、歴史資料 9 件）、無形文化財 1 件、民俗文化財は有形の民俗文化財 12 件、無形の民俗文化財 6 件、記念物 46 件（遺跡 8 件、名勝地 1 件、植物 37 件）を数える。以下、名称及び（ ）内の分類（町指定名称）は、平成 27 年（2015）発行の『内子町誌うちこ時草紙Ⅰ文化編』に準じる。 【高昌寺伽藍】（有形文化財（建造物）、内子・護国地区）★ 護国山高昌寺は近郷に 24 ケ寺の末寺をもつ曹洞宗寺院。嘉吉元年（1441）、大功門忠大和尚により麓川沿いに開かれた浄久寺を起源とし、天文 2 年（1533）現地に移築された。曾根城主・曾根高昌の皈依を受け、その菩提寺として保護されたことから、高昌死後、その諱をとって改称した。江戸期に火事で大部分を焼失したものの、文化 5 年（1808）の再建に際して大洲藩主より楠の巨木が送られたことから別名「伊予の楠寺」と呼ばれる。伽藍の配置は本山永平寺を模しており、特に均整のとれた楼門、唐破風の中雀門、廻廊、三列の石段、坐禅堂、勧学寮などの配置は、近郷の寺では見ることができない。 【とぼしが森三島神社本殿及び拝殿】 （有形文化財（建造物）、内子・大瀬地区）★ 永禄 11 年（1568）9 月 13 日、曾根城主・曾根宣高が大山祇神社から大山積命、雷公神、高麗神の三神を勧請して創立したと伝わる。明治 33 年（1900）、現在の三殿から構成される立派な社殿に改築された。華麗な彫刻が数多く施されており、本殿右奥の脇障子の裏面には長州大工の銘がある。 【北表三島神社本殿及び拝殿】 （有形文化財（建造物）、五十崎・御蔵地区） 古くは喜多郡橘郷と河辺郷の一宮であったとされ、近郷約 10 カ村の大氏神社として信仰されていた。起源は明らかではないが、延宝 4 年（1676）の社殿新築落成の棟札が現存している。明治 19 年（1886）の拝殿、同 31 年（1898）の本殿改築には長州大工も参加している。本殿・拝殿の各所には精巧な彫刻が多数施されており、建物全体があたかも彫刻部材で組み立てられているかのような豪華な造りである。 【大洲和紙】（無形文化財）★ 喜多郡地方の紙業が盛んになったのは、宝暦年間（1751～1764）	(P.36) (4) 内子町指定文化財 町指定の文化財は 96 件あり、種別では、有形文化財は建造物 3 件、美術工芸品 24 件（絵画 3 件、彫刻 9 件、工芸品 2 件、古文書 2 件、考古資料 1 件、歴史資料 9 件）、無形文化財 1 件、民俗文化財は有形の民俗文化財 12 件、無形の民俗文化財 6 件、記念物 48 件（遺跡 8 件、名勝地 1 件、植物 39 件）を数える。以下、名称及び（ ）内の分類（町指定名称）は、平成 27 年（2015）発行の『内子町誌うちこ時草紙Ⅰ文化編』に準じる。 【高昌寺伽藍】（有形文化財（建造物）、内子・護国地区）★ 護国山高昌寺は近郷に 24 ケ寺の末寺をもつ曹洞宗寺院。嘉吉元年（1441）、大功門忠大和尚により麓川沿いに開かれた浄久寺を起源とし、天文 2 年（1533）現地に移築された。曾根城主・曾根高昌の皈依を受け、その菩提寺として保護されたことから、高昌死後、その諱をとって改称した。江戸期に火事で大部分を焼失したものの、文化 5 年（1808）の再建に際して大洲藩主より楠の巨木が送られたことから別名「伊予の楠寺」と呼ばれる。伽藍の配置は本山永平寺を模しており、特に均整のとれた楼門、唐破風の中雀門、廻廊、三列の石段、坐禅堂、勧学寮などの配置は、近郷の寺では見ることができない。 【とぼしが森三島神社本殿及び拝殿】 （有形文化財（建造物）、内子・大瀬地区）★ 永禄 11 年（1568）9 月 13 日、曾根城主・曾根宣高が大山祇神社から大山積命、雷公神、高麗神の三神を勧請して創立したと伝わる。明治 33 年（1900）、現在の三殿から構成される立派な社殿に改築された。華麗な彫刻が数多く施されており、本殿右奥の脇障子の裏面には長州大工の銘がある。 【北表三島神社本殿及び拝殿】 （有形文化財（建造物）、五十崎・御蔵地区） 古くは喜多郡橘郷と河辺郷の一宮であったとされ、近郷約 10 カ村の大氏神社として信仰されていた。起源は明らかではないが、延宝 4 年（1676）の社殿新築落成の棟札が現存している。明治 19 年（1886）の拝殿、同 31 年（1898）の本殿改築には長州大工も参加している。本殿・拝殿の各所には精巧な彫刻が多数施されており、建物全体があたかも彫刻部材で組み立てられているかのような豪華な造りである。 【大洲和紙】（無形文化財）★ 喜多郡地方の紙業が盛んになったのは、宝暦年間（1751～1764）

■新旧対照表



■新旧対照表

新	旧
(P.191) 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項 1. 町全体に関する事項 (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針 本町には、国指定（選定）文化財6件、県指定文化財7件、町指定文化財94件の合計107件の有形・無形の文化財と、10件の登録有形文化財（建造物）が所在している。 これらの指定等文化財については、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例、内子町文化財保護条例、内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の他、関係法令に基づいて保存管理を実施するとともに、その所有者や管理者に対して保存管理に向けた助言等を行っている。今後も所有者等と連携を取りながら、専門機関や行政の関連分野との横断的な連携も視野に防災対策を含めた適切な保存管理に取り組む。一方で、歴史的・文化的価値を有する未指定の文化財も数多く所在することから、地域の多様な文化財の掘り起こしや調査を進め、価値が認められたものについては指定・登録制度の活用を検討するなど、適切な保護を行う。 また県指定文化財のうち5件、町指定文化財のうち40件を天然記念物が占め、人里離れた山間部に位置するものも多い。今後、過疎化等の進行によって将来的な管理が困難になると予測され、農村景観の保全も含め、地域住民による文化財パトロールの体制を整備しつつ現状把握に努め、担い手育成を図っていく。文化財及びその周辺環境についても都市計画行政や歴史まちづくり行政等との連携を図り、一体的に保全・整備を推進していく。 有形文化財の修理等の際には、これまでの重要文化財や重伝建地区での保存修理事業等により受け継がれてきた職人の技術を活かし、さらには活躍の場や仕事のフィールドの 拡充により技術の継承を図る。伝統行事等についても、地域において活動している各種団体の発表の場の提供や担い手の育成などを支援していく。 調査研究については専門家や大学等と連携して充実を図り、周知・啓発については、企画展や講座の開催、学校教育や社会教育分野における郷土学習の充実・展開等を目指す。さらに文化財等の保存・活用に関わる団体の活性化や地域住民の参加促進のため、相互の交流促進やネットワーク化による体制強化を図っていく。 その上で、未指定を含めた文化財を総合的に捉え、今後、文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組み、保存・活用を図っていく。 (2) 文化財の修理（整備）に関する方針 有形文化財は、台風等の外的要因や経年劣化により毀損や滅失の被害を受ける恐れがあるため、日頃の維持管理を含めた予防対策と、被害を受けた場合の適切な修理・復旧が求められる。 日頃の予防対策として、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための助言を行う。 また文化財の修理（整備）にあたっては、文化財の価値を維持するため、本芳我家住宅などの重要文化財や重伝建地区での保存修理事業の実績や経験を活かし、過去の改変履歴や調査記録などを活用するとともに、新たな調査や研究の成果に基づき実施することを基	(P.191) 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項 1. 町全体に関する事項 (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針 本町には、国指定（選定）文化財6件、県指定文化財7件、町指定文化財96件の合計109件の有形・無形の文化財と、10件の登録有形文化財（建造物）が所在している。 これらの指定等文化財については、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例、内子町文化財保護条例、内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の他、関係法令に基づいて保存管理を実施するとともに、その所有者や管理者に対して保存管理に向けた助言等を行っている。今後も所有者等と連携を取りながら、専門機関や行政の関連分野との横断的な連携も視野に防災対策を含めた適切な保存管理に取り組む。一方で、歴史的・文化的価値を有する未指定の文化財も数多く所在することから、地域の多様な文化財の掘り起こしや調査を進め、価値が認められたものについては指定・登録制度の活用を検討するなど、適切な保護を行う。 また県指定文化財のうち5件、町指定文化財のうち40件を天然記念物が占め、人里離れた山間部に位置するものも多い。今後、過疎化等の進行によって将来的な管理が困難になると予測され、農村景観の保全も含め、地域住民による文化財パトロールの体制を整備しつつ現状把握に努め、担い手育成を図っていく。文化財及びその周辺環境についても都市計画行政や歴史まちづくり行政等との連携を図り、一体的に保全・整備を推進していく。 有形文化財の修理等の際には、これまでの重要文化財や重伝建地区での保存修理事業等により受け継がれてきた職人の技術を活かし、さらには活躍の場や仕事のフィールドの 拡充により技術の継承を図る。伝統行事等についても、地域において活動している各種団体の発表の場の提供や担い手の育成などを支援していく。 調査研究については専門家や大学等と連携して充実を図り、周知・啓発については、企画展や講座の開催、学校教育や社会教育分野における郷土学習の充実・展開等を目指す。さらに文化財等の保存・活用に関わる団体の活性化や地域住民の参加促進のため、相互の交流促進やネットワーク化による体制強化を図っていく。 その上で、未指定を含めた文化財を総合的に捉え、今後、文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組み、保存・活用を図っていく。 (2) 文化財の修理（整備）に関する方針 有形文化財は、台風等の外的要因や経年劣化により毀損や滅失の被害を受ける恐れがあるため、日頃の維持管理を含めた予防対策と、被害を受けた場合の適切な修理・復旧が求められる。 日頃の予防対策として、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための助言を行う。 また文化財の修理（整備）にあたっては、文化財の価値を維持するため、本芳我家住宅などの重要文化財や重伝建地区での保存修理事業の実績や経験を活かし、過去の改変履歴や調査記録などを活用するとともに、新たな調査や研究の成果に基づき実施することを基

新

(P209)

事業名	2-2. 空き店舗対策の実施
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成 30 年度～令和 10 年度
事業位置	町全域（主に商店街等商業区域）
事業概要	町内の各地域における創業・起業の促進や商工業の維持・強化、空き店舗等の解消を図るため、町内で創業・起業、事業拡大または事業承継を行う事業者に対して、事業実施に要する経費の一部を補助し、空き店舗等の活用の促進を目指す。  買い物客で賑わう内子本町商店街
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内の商店街等には歴史的建造物が店舗等に使われていたケースがあるが、閉店後は、店舗として使用されなくなった建造物も見られる。それらが積極的に活用されることにより、商店街等の活性化が期待でき、祭りなどの賑わい創出へもつながるなど、特に時を超えた芝居小屋にみる歴史的風致や内子・五十崎の祭礼にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

旧

(P.209)

事業名	2-2. 空き店舗対策の実施
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成 30 年度～令和 10 年度
事業位置	町内の商店街等 (対象：おおむね 5 軒以上の小売業、サービス業等の店舗が近接している区域内)
事業概要	町内の各地域における商業の活性化を図るため、空き店舗兼住宅又は店舗として使用可能な住宅の所有者に対し、店舗と住宅の共用部分の分離に必要な改修費の一部を補助するなど、空き店舗等の活用の促進を目指す。  買い物客で賑わう内子本町商店街
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内の商店街等には歴史的建造物が店舗等に使われていたケースがあるが、閉店後店舗部分は空きスペースのまま住居部分のみ使用している建造物も見られる。それらが積極的に活用されることにより、商店街の活性化が期待でき、祭りなどの賑わい創出へもつながるなど、特に時を超えた芝居小屋にみる歴史的風致や内子・五十崎の祭礼にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

新						旧					
(P.222)						(P.222)					
番号	名称	所在地	所有者	築年	歴史的 風致	番号	名称	所在地	所有者	築年	歴史的 風致
11	酒六酒造酒蔵 	内子	個人	大正9年	1-4)	11	酒六酒造酒蔵 	内子	個人	大正9年	1-4)
12	森文醸造店舗兼事務所 	内子	個人	江戸末期 ～明治初期	1-4)	12	森文醸造店舗兼事務所 	内子	個人	江戸末期 ～明治初期	1-4)
13	森文醸造醤油・味噌発酵蔵 	内子	個人	江戸後期 ～末期	1-4)	13	森文醸造醤油・味噌発酵蔵 	内子	個人	江戸後期 ～末期	1-4)
14	森文醸造酢蔵①② 	内子	個人	①江戸後期 ②大正期前後	1-4)	14	森文醸造酢蔵①② 	内子	個人	①江戸後期 ②大正期前後	1-4)